

浄化槽の維持管理は適切に

浄化槽は、汚水を処理してきれいな水に変え、私たちの生活環境を守る上で非常に重要な役目を担っています。しかし、維持管理が適正に行われていないと、その機能も十分には発揮されません。このため、浄化槽の処理方法や規模によって適正な維持管理が必要です。

維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあります。

●清掃

清掃は、浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや調整、機器類を洗浄する作業です。汚泥がたまりすぎると浄化槽は機能を損ない、浄化されずに外に流れ出たり、悪臭の原因になります。浄化槽の清掃は保守点検の具合により、年1回程度行います。

《浄化槽清掃業者》

地 区	名 称	電話番号
大泊町・木本町・井戸町・有馬町・久生屋町・金山町・育生町・神川町・五郷町・飛鳥町にお住まいの方	(有)紀南清掃衛生社	0597-85-3414
	(有)熊野清掃衛生舎	0597-89-2250
須野町・甫母町・二木島里町・二木島町・遊木町・新鹿町・波田須町・磯崎町にお住まいの方	(有)山洋清掃舎	0597-89-1716
	(有)新鹿商会	0597-86-0168
紀和町にお住まいの方	(有)南清社	0735-21-1155

●保守点検

保守点検は、浄化槽の点検をし、装置や機械の調整や修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

※保守点検・清掃の記録は、3年間保存する義務があります。また、これらの記録は法定検査の際に必要なものですので、まとめてわかりやすい場所に保管するようにしてください。

●法定検査

法定検査は、保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断です。使用開始から6か月後に1度検査し、その後は、1年に1回定期検査を行います。

《検査機関》

一般財団法人 三重県水質検査センター 電話 059-213-0707

環境対策課(クリーンセンター内) 企画管理係

〒519-4325 熊野市有馬町5233番地

電話 0597-89-2804

FAX 0597-89-6502